

第12章 ブラジル

内国民待遇

ブラジルの自動車に対する工業製品税 (IPI) 引き上げ措置

<措置の概要>

ブラジル政府は、2011年9月に国内産業を保護するとの観点から、国産自動車及び輸入車に対して、工業製品税 (IPI) を現在の税率に加えて30%追加することを発表し、同年12月から有効となった。

ただし、ブラジル、メルコスール又はメキシコ産の一定の要件を充たす自動車については、追加の工業製品税が免除されることとされており、免除を受けるためには、その製造者が、以下の3つの要件を満たして「認可企業」となることが必要である。

- ①メルコスール域内の現地調達比率が65%以上であること
- ②ブラジル国内で組み立て、プレスなど11ある自動車生産工程のうち6工程以上を実施していること
- ③総売上（企業全体の税引後粗収入）の0.5%以上を研究開発（R & D）に投資していること

かかる免除規定を含む本制度の実施によって、ブラジル国内に生産設備を持たないメーカーは、ブラジル国内市場における自動車の価格競争力において、大きな影響を懸念している。本制度は2012年12月までの暫定措置とされ、後述の新自動車政策によって廃止されている。

2012年10月、ブラジル政府は、2013年より2017年までの5年間、自動車に対するIPIの30%引上げを継続するとともに、自動車メーカーに対し、

一定の条件の下でIPIを30%以上減税可能とする新たな自動車政策（イノバール・アウト）を発表した。イノバール・アウトへの参加条件として、①2017年までに所定の燃費基準の達成（2017年新車燃費を2012年比12%低減）・車両ラベルプログラムへの参加、②一定額の国内研究開発・イノベーション・エンジニアリング等への投資、③組み立て、プレスなど国内での一定の自動車生産工程の実施（上記②の「11の自動車生産工程のうち6工程以上」から「2013年までに12工程中8工程、2017年までには10工程」に変更）等の条件を満たした場合、優遇税制としてIPI減税に利用できるIPIクレジットが付与されることとなった（ただし、参加条件や優遇措置の詳細は企業の活動状況（①ブラジル国内の製造企業、②輸入販売企業、③投資計画を有する企業）により異なる）。

<国際ルール上の問題点>

本措置は、ブラジルにおける自動車の生産において、税の免除という利益を受けるために輸入部品よりも国産部品を優先的に使用するインセンティブを創り出し、輸入部品を不利に扱っている。また免除企業となっても、ブラジル、メルコスール又はメキシコ産以外の自動車が免除対象とならないことから、メルコスール又はメキシコ産以外の輸入自動車を、国産車との関係のみならずメルコスール又はメキシコ産の輸入自動車との関係で不利に扱っている。したがって、GATT第1条（最恵国待遇義務）、第3条（内国民待遇義務）及び貿易に関連する投資措置に関する協定（TRIMs）第2条、補助金協定第3.1（b）に抵触する可能性がある。

＜最近の動き＞

この新政策に対し、我が国は、2012年5月及び11月、経済産業大臣よりブラジル開発商工大臣に対しWTO協定への抵触の可能性を指摘した。2012年11月の第6回日伯貿易投資促進合同委員会、これに産業協力をテーマに加えて設置された日伯貿易投資促進・産業協力合同委員会の2013年10月の第1回委員会、2014年9月の第2回委員会においては、経済産業審議官より懸念を表明するとともに情報提供などの協力を要請。また、2012年11月以降、WTO物品理事会及びTRIMS委員会において、米EU豪とともに繰り返し懸念を表明している。しかしながら、本政策に改善の動きが見られず、加えて、通信ネットワーク機器、化学（肥料）など幅広い分野に対してローカルコンテンツ要求に関連づけた優遇税制措置を拡大する動きが見られたことから、2014年1月、EUはブラジルに対してWTO協議要請を行った（我が国は第三国参加要請を行ったがブラジルが拒否）。その後、EUは協議において問題解決が図られなかったことから、同年10月、パネル設置を要請（自動車政策のみならず、情報通信技術分野への優遇税制措置や輸出企業への優遇税制措置についてもパネル審理の対象）、同年12月にパネルが設置され、我が国は第三国参加をしている。

引き続き我が国としては、ブラジルの本措置への対応やEUのパネル手続の状況を注視しつつ必要な対応をしていく。

知的財産

特許・ノウハウ等のライセンス等への規制

＜措置の概要＞

有償の技術ライセンス契約は、ブラジルの特許庁にあたる国立工業所有権院（INPI）による契約審査を経た上で、INPIに登録することが必要である。

特許・ノウハウ提供契約に基づくロイヤリティの

契約期間は国立工業所有権（INPI）の裁量により通常5年までしか認められない。ライセンスの同意が得られれば契約期間の延長が認められる可能性もあるが、延長されたとしても最大10年までしか認められない。

＜国際ルール上の問題点＞

ロイヤリティの海外送金を受けるために特許・ノウハウ等のライセンス契約等を登録する必要のある企業の多くは外国企業である。したがって、主に外国企業に対してこのような登録制度を設けていること、さらにロイヤリティ料率や秘密保持期間についてINPIから指示が行われることから、事実上外国企業が内国企業よりも不利な制限を課されている可能性がある。かかる制度を要求する合理性の有無、現実の運用における不利益の内容・程度の精査が必要であるが、不合理又は運用上過度な規制となっていれば、TRIPS協定第3条1項の内国民待遇義務に整合していない可能性がある。

＜最近の動き＞

2009年2月の第1回日伯貿易投資促進合同委員会から2012年11月の第6回委員会まで継続して、ロイヤリティ料率や秘密保持期間につき改善を要請している。この間、10年以上の秘密保持期間条項があってもINPIに契約を登録できることが確認された。その後、これに産業協力をテーマに加えた日伯貿易投資促進・産業協力合同委員会として開催することとし、2013年10月の第1回委員会では、海外技術移転契約の期限を撤廃すること及び操業技術等のノウハウに対するライセンスも対象とすること、また、移転価格税制について、各製品の税率算定基準の明確化等の要請を行い、各課題について専門的な議論の場を設けることを決定した。

今後とも、このような二国間協議等を通じて、技術移転促進のための規制緩和の必要性和ルールの不合理を指摘しつつ、改善を働き掛けていくことが重要である。